



制度で

市民のみなさんのお声を、お聴かせください。

募集期間

令和6年（2024年）

1月15日（月）から

2月14日（水）まで

パブリック・コメント制度は、市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこうという制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

持続可能な医療提供体制の確保に向けて

宝塚市では、

宝塚市立病院経営強化プラン（案）

について、市民のみなさんからのご意見を募集しています。



（お問合せ先）

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 経営統括部

Tel 0797-87-1161（代）

Fax 0797-87-5624

宝塚市立病院経営強化プラン（案）への意見募集について

1 宝塚市立病院経営強化プランとは

本プランは、総務省から示された公立病院経営強化ガイドライン（以下、ガイドラインという。）で策定が求められており、国・県の方針や計画との整合性を図りながら、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間を計画期間として策定するものです。また、プランの策定に合わせて築39年が経過する市立病院の建物老朽化と経営強化への対応について、新病院の整備を行うこととしています。

2 宝塚市立病院経営強化プラン（案）策定の経過

本プラン（案）の策定にあたり、宝塚市及び宝塚市立病院における検討に加えて、令和5年（2023年）8月に病院事業運営審議会にプラン策定に関する諮問を行いました。これを受けて、病院事業運営審議会において令和5年（2023年）8月から12月までに3回の審議を実施し、プラン（案）をとりまとめました。今後、パブリック・コメント手続きを実施したのち、病院事業運営審議会においてプラン（案）を決定し、市長へ答申する予定です。

病院事業運営審議会は医療機関等の代表者4名、公共的団体の代表者3名、知識経験者3名、関係行政機関の職員1名、公募による市民3名の計14名で構成されています。委員名簿はプラン（案）48ページのとおりです。

3 宝塚市立病院経営強化プラン（案）のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

宝塚市と宝塚市立病院は、これまでの経営改善の取組とガイドラインを踏まえて、令和4年（2022年）6月に「宝塚市立病院が目指す病院像」（以下、「目指す病院像」という。）を策定し、本院の更なる経営強化と今後のあり方の方向性を示したところですが、本プランではさらに、医療計画、地域医療構想、医師の働き方改革など、医療提供体制に関する各種計画・制度や宝塚市が定める地域包括ケアプラン等の各種計画との整合性を図り、新たに生じた課題への対応も議論しながら、健全経営に向けたプラン（案）として取りまとめました。

なお、「目指す病院像」において今後の課題としていた建物の老朽化と経営強化への対応については、現在の施設のままでは実現が難しい新たな医療設備の導入や効率的な病院運営、患者サービスの向上等により健全経営を行うとともに、今後も市民が必要とする医療を継続して提供できるよう新病院を整備することとします。

(2) 内容

①から⑥のガイドラインに基づく項目に加え、⑦を追加しています。

- ① 役割・機能の最適化と連携の強化（※）
- ② 医師・看護師等の確保と働き方改革（※）
- ③ 経営形態の見直し
- ④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組（※）
- ⑤ 施設・設備の最適化

⑥ 経営の効率化等

⑦ 新病院の整備（※）

※ 前回の計画（宝塚市立病院改革プラン 2017）から新たに加わった項目

4 意見募集の目的

本プラン（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、プラン（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市立病院経営強化プラン（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市立病院経営強化プラン（案）概要版
- ④ 宝塚市立病院経営強化プラン（案）

5 宝塚市立病院経営強化プラン（案）の公表方法について

パブリック・コメントのプラン（案）の概要版・本編は、市立病院ホームページ、市の窓口にて公表しています。

- (1) 市立病院ホームページ (<https://www.takarazukacity-hp.com>)



二次元コード

- (2) 市の窓口

市立病院総合案内（1階正面玄関）、市立健康センター、市役所市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションの窓口で公表しています。

6 意見の募集期間

令和6年（2024年）1月15日（月）から

令和6年（2024年）2月14日（水）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市立病院経営統括部への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和6年（2024年）2月14日（水）必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号「宝塚市立病院 経営統括部（3階）」

電話番号 0797-87-1161（代）

ファクシミリ 0797-87-5624

電子メールアドレス m-takarazuka0302@city.takarazuka.lg.jp

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び宝塚市・宝塚市立病院の考え方とともに市立病院ホームページで公表するほか、市役所市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションの窓口にて配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。